

## 新たな地方独立行政法人について

### 1 本県製造業の現状と課題

本県の製造業は、近年、経済のグローバル化等の影響により、事業所数が減少するなど、厳しい状況に置かれている。

今後、経済の活性化を目指し、製造業を中心に競争力の高い産業を創出・育成していくためには、新しい価値に繋がる「モノ」や「仕組み」を生み出す「イノベーション」の創出が必要である。

### 2 これまでの経過

平成 25 年 1 月より「神奈川県産業技術センターあり方有識者会議」において検討を行い、同年 9 月に、柔軟かつ機動的な体制を可能とするためには神奈川県産業技術センター（以下「センター」という。）の地方独立行政法人化が必要であり、機能面の充実を図るためには神奈川県科学技術アカデミー（以下「KAST」という。）との統合が必須、との提言を受領した。

これを踏まえ、センターとKASTを統合・地方独立行政法人化することを目指し、平成27年4月に「県内企業のイノベーション創出に貢献する新たな支援機関の将来構想」を策定した。

### 3 「県内企業のイノベーション創出に貢献する新たな支援機関の将来構想」の概要

#### (1) イノベーションの創出に向けた取組

県がこれまで実施してきた中小企業等への技術的支援や研究を継続強化するとともに、「基礎研究から事業化までの一貫した支援」及び「技術面を中心とした企業支援ネットワークの中心的機関の構築」が必要である。

#### (2) イノベーションの創出に向けた支援体制

##### ア 取組の主体

主として中小企業等を対象とした支援において成果を上げてきたセンターと、産学公連携機関として、先端科学技術の研究等で産業振興にも寄与してきたKASTの機能を統合することが最も効果的である。

##### イ 想定される組織形態

「組織の自由な運営」と「県政策との連動性の担保」という要請に対応できる組織形態は、県が策定する中期目標の下、柔軟な予算制度や人事制度を運用する地方独立行政法人である。

#### (3) 新たなイノベーション創出支援機関の運営

地方独立行政法人の利点と統合前の両機関の事業や機能を活かした運営を行う。

##### ア 総合的な企業支援サービスの提供

両機関の強みを組み合わせ、基礎研究から事業化まで一貫した支援に取り組むとともに、技術支援を行う分野を拡大する。

また、企業支援ネットワークの中心的機関として、両機関のネットワークを組み合わせ、産学公の連携交流や人材育成などに資する事業の拡大を図る。

##### イ イノベーション創出支援体制の整備

柔軟な人事・予算制度の弾力的な運用により、人材の確保や機器の整備を行うとともに、両機関のノウハウや実績を活用し、幅広い外部資金を獲得することにより中小企業の研究開発を促進し、競争力の向上を図る。

#### 4 新たな地方独立行政法人の定款（素案）

地方公共団体が地方独立行政法人を設立するためには、その議会の議決を経て定款を定める必要があることから、現在、法人の事業内容や運営に必要な諸制度を整理している中で、法人の定款案について、次のとおり検討を進めている。

##### (1) 目的

産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援等の業務を総合的に行うことにより、産業技術その他の科学技術の向上及びその成果の普及を図り、もって県内産業の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

##### (2) 名称

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）と称する。

##### (3) 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

##### (4) 事務所の所在地

法人の主たる事務所は、神奈川県海老名市に置く。

##### (5) 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

##### (6) 役員

法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

##### (7) 役員の内命

ア 理事長は、知事が任命する。

イ 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

ウ 監事は、知事が任命する。

##### (8) 業務の範囲

ア 産業技術その他の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。

イ 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び活用の促進を行うこと。

ウ 産業技術その他の科学技術に関する技術支援及び人材育成を行うこと。

エ 法人の施設及び設備を企業等の利用に供すること。

オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### (9) 資本金

法人の資本金は、県が全額出資する。

#### 5 今後のスケジュール

新たな地方独立行政法人の定款について、今年度中に議案として提出する方向で取り組むなど、平成 29 年 4 月を目途に、地方独立行政法人として設立できるよう、庁内での検討や関係機関との調整等を進めていく。

平成28年 2月 第1回県議会定例会に地方独立行政法人定款案を提出

平成28年度 県議会に中期目標案等を提出

総務大臣による地方独立行政法人設立認可

平成29年 4月 地方独立行政法人の設立